

「区民等の疾病予防と健康増進などのため、特定禁煙区域内への喫煙所設置の中止を求める要望書」

2006年5月8日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1  
足立区役所 区民部 区民課 地域活動支援係気付  
足立区長 鈴木恒年様

〒 -

東京都足立区

自宅電話 - -

(家庭の事情により、つながりにくい)

(留守電、携帯、FAX、メールアドレス無)

半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

区民等の疾病予防と健康増進などのため、  
特定禁煙区域内への喫煙所設置の中止を求める要望書

要望の主旨

1. 今年10月1日から施行される「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の第10条により指定する特定禁煙区域内に、喫煙所を設置しないでください。
2. 同条例の第10条第2項から「ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。」の文言を、第14条第2項から「(区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。)」の文言をそれぞれ削除する、同条例の再改正を行ってください。

要望の理由

今年の足立区議会第1回定例会でその一部を改正することが可決・成立された「足立区まちをきれいにする条例」改め「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」には、第10条第2項と第14条第2項に、区が路上(歩行)喫煙者からの過料徴収を行う特定禁煙区域内に喫煙所を設置することを前提とした、上記の文言が含まれています。

このことについて、今年2月22日付けで更新された区のホームページ「パブリックコメント 路上喫煙などの禁止について」によれば「北千住地域美化推進協議会や関係団体からの意見、要望及び議会での審議等を踏まえ、特定禁煙区域内に喫煙所を設置するために「当初の改正案を修正し、条例提案を行」ったものであるとされています。

しかし、私は、このような内容での条例改正に対して、以下の3点で疑問を感じます。

1. 区が、区民等の「ゆるやかな自殺」を手助けすることへの道義的な疑問

たばこが肺ガンなど呼吸器系疾患の最大の原因であることは、今やWHO(世界保健機関)も認めている、世界の常識です。それは、受動喫煙にさらされる周囲の人だけでなく喫煙者本人にとっても同じなのは、言うまでもありません。

区は、上掲のホームページで「禁煙特定区域内における喫煙所設置は、喫煙禁止を実効性のあるものにするための措置として一定程度必要」としています。しかしそれは「歩行喫煙はダメだが特定の場所でなら喫煙してよい」という意味にほかなりません。つまり、区が喫煙所を設置するのは、受動喫煙の防止を大義名分として、WHOが「ゆるやかな自殺」とまで言っている喫煙に便宜を図る以外の何物でもありません。

区民等の生命や健康を守るべき立場にある行政機関が、区民等が自ら健康を害する行為(喫煙)を手助けするとしたら、ましてやそれ(喫煙所の設置)に公費を投入するとしたら、それらに一体どのような合理的理由があるのでしょうか。

私は、足立区民の一人として、自分たちが納める税金の一部がそのような目的のために使われることには、絶対に納得できません。

「区民等の疾病予防と健康増進などのため、特定禁煙区域内への喫煙所設置の中止を求める要望書」

## 2. 区が、様々な「嗜好」の中で喫煙に対してだけ便宜を図る不公平への疑問

上記の条例改正案が審議された、本年3月13日開催の区議会区民環境委員会の席で、区民部区民課長は「嗜好としての喫煙までを妨げるものではない」と答弁していました。しかし、一步譲って仮に喫煙が嗜好であったとしても、様々な嗜好の中で喫煙に対してだけ便宜を図ることに、一体どのような合理的理由があるのかの説明がなされていないことにも、私は疑問があります。

一例を挙げれば、私はハーブティーを好んで飲みますが、街中を歩いていてハーブティーを飲みたくなったとき、携帯するハーブを使ってハーブティーを自分で作って味わえるための無料の施設を、区は設置してくれるのでしょうか？ 区は、喫煙という「嗜好」に便宜を図るための喫煙所という施設を設置するのなら、他の様々な嗜好を楽しめるための施設も設置しなければ、公平性が保てないはずで。

このことから、結果的に喫煙という特定の「嗜好」だけを優遇する形になる喫煙所の設置に、合理性が認められないことは明らかです。

上の2点の理由から「公費での喫煙所設置は、住民監査請求や公費返還請求の対象になる」と指摘する専門家もいます。

## 3. 区が、区民等の健康を犠牲にして利益を上げる業界団体にくみすることへの道義的な疑問

上記の区議会区民環境委員会の席上では、ふちわき啓子議員が「たばこ商業協同組合」なる団体からの要望書を示し「『喫煙者に配慮して適切に喫煙所を設置してほしい』との要望も区民から出されている。区民の声を尊重した対応をお願いしたい」(要旨)と発言し、区民部区民課長も「その方向で今後も関係者と協議を続けてまいります」旨を答弁していました。

しかし「たばこ商業協同組合」とは、たばこを売って利益を上げるのを目的とする人たちが集まった業界団体であり、路上(歩行)喫煙の取締りの開始によってたばこの売上げが減少してしまうのを避けたい目的で区に圧力をかけてきたのであろうことは、容易に想像できることです。

たばこを販売する人もそれで生計を立てているとはいえ、喫煙者本人はもとよりその周囲の人の健康もむしばむ商品で利益を上げる「現代の死の商人」の団体にくみする区の姿勢には、私は理解に苦しみます。このようなことでは「足立区は住民の健康や生命よりも、地域経済の利益やたばこによる税金を優先させている」と、日本中いや世界中の笑い者にされてしまうのではないかと、私には案じられてなりません。

かつて嫌煙権が社会問題になり始めた当初は、社会全体が喫煙者にモラルの向上を期待していたものの、現実には多くの心ない喫煙者たちによって、その期待が裏切られ続けてきました。このような歴史的事実がある以上、受動喫煙や子供の火傷などの被害を減らすためには、社会が過料徴収を伴う形で路上(歩行)喫煙者に責任を問うのは、当然のことです。しかし、その見返りとして喫煙に便宜を図るための施設を設置することには、ましてやそれに公費を投じることに、合理的な理由など決してあり得ません。

足立区が世界の笑い者にされてしまわないためにも、区におかれましては、住民の健康さらには生命よりも大切なものはないという視点から、特定禁煙区域内に喫煙所を設置する方針を撤回くださいますよう、要望いたします。

以上

記事 クロネコメール便による配達記録

荷物番号 0709-3552-9372

2006年5月9日 配達完了